

ID: 3095

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	措置の命令(規則で定める場合における鳥獣の捕獲等に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第10条第1項の規定による。 (許可に係る措置命令等) 第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日